

第3回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：平成29年5月31日（水）16：00～18：00

場所：官邸2階小ホール

二 出席した委員の氏名

熊谷亮丸委員、櫻井敬子委員、篠原文也委員、武内紀子委員、丸田健太郎委員、美原融委員、山内弘隆議長、渡邊雅之委員

三 議事

1. 開 会

2. カジノ規制制度の基本的な考え方について

3. 事業者からのヒアリングについて

4. 参入規制について

- ・カジノ事業の参入規制について
- ・IR事業運営形態について
- ・株主の規制について
- ・カジノ関連機器等製造業等の参入規制について

5. 閉 会

○山内議長 定刻になりましたので、ただいまから、第3回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日以降3回の会議で、カジノに関する規制について審議をしたいと思います。

まず、本日は諸外国におけるカジノ規制制度の全体像について共有し、諸外国における背面調査の実態等について事業者からヒアリングを行った上で、参入規制について議論したいと思います。

今回は、2つのセクションに分けて会議を進めたいと思います。

まず、諸外国のカジノ規制について全体像を共有するために、事務局からの説明を聴取いたします。さらに、事務局からの説明内容に関連して、諸外国における背面調査等の実態について、実際に背面調査を受けているコナミホールディングス株式会社及びエンゼルプレイングカード株式会社からヒアリングを行います。

ヒアリング終了後、両社に御退席いただいた上で、最後に、参入規制について事務局からの御説明を聴取した上で、意見交換を行いたいと思います。

それでは、プレスの方々の退室をお願いしたいと思います。

【プレス退出】

○山内議長 それでは、議事に入ります。

まずは、諸外国のカジノ規制制度について、事務局から10分程度を目安として資料説明をいただきたいと思います。

それでは、御説明をお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、ただいま議長から御紹介のありましたように、今後、日本におけるカジノ規制制度を御検討いただきます、その前提としまして、まずは諸外国におきましてどのようなカジノ規制制度が現在とられているのか、ざっと振り返る資料をまとめましたので、御説明させていただきたいと思います。

2ページをおめくりいただきまして、ここの冒頭にありますように、シンガポールとか、あるいは米国のネバダ州を初めとしました諸外国のカジノ規制制度の基本的な考え方を事務局でまとめてみたものですが、以下の4点に集約されるかと考えております。

まずは、カジノ事業の実施そのものを特権として位置づけ、この特権を受ける主体であるカジノ事業者に対し、事業の適切な実施に関して高度な規範と責任を要求する仕組みになっていること。

2番目に、免許制による厳格な参入規制と徹底した背面調査が行われていることでご

ざいます。カジノ事業者及びその関係者だけでなく、カジノ事業に利益関係及び取引関係を有する者を幅広く免許などの対象としまして、反社会的勢力などの排除のため、高い廉潔性などの厳格な参入要件を設定するとともに、徹底した背面調査などを実施して免許制度に対する公共の信用を確保していることが第2点目でございます。

3点目が、ゲーミングそのものの公正性の確保でございます。ゲーミングの種類・方法のほか、その実施やその会計処理等に使用する機器などについても厳しい規制がかけられてございます。

最後、4点目といたしまして、以上のような厳格な事業規範を設定するとともに、規制当局による厳正な監督による健全な事業運営の確保が行われているということでございます。カジノ事業者の業務方法や財務活動について厳格な規制を課すほか、専門の規制当局により厳正な監督が実施されているというのが諸外国の例でございます。

3ページでございます。規制の体系ということで、全体の柱立てのような話でございますけれども、この表の中にもございますように、今触れました免許制などに基づく厳格な参入規制、2番目の柱としましてカジノ施設・機器に関する規制、カジノ事業活動そのものに関するこまごまとした規制、これらが相まる形で、主な懸念事項の対応といたしまして、依存症防止の観点から、あるいはマネー・ロンダリング防止の対策の観点から、青少年の健全育成の観点から、色々な体系が築かれているところでございます。

4ページ目と5ページ目は、今のような哲学といいますか、考え方がシンガポールやネバダ州のカジノ管理法などの規範の中でどのように位置づけられているかということをお紹介するものでございます。まず、左側、シンガポールにおきましては、カジノ管理法の第33A章におきまして、(a) カジノの運営と操業が、適格性を有する者によってなされ、かつ犯罪の影響や搾取を受けないことを確保すること、(b) カジノにおけるゲーミングが誠実に行われていることを確保すること、(c) 未成年、弱者及び社会全体に対してカジノが害を与える可能性を阻止し抑制すること。これらがカジノ管理当局の目的ということで定められてございます。また、ネバダ州法第463章におきましても、カジノ事業を営むことが、取り消すことのできる特権としての免許または許可のもとにあることが大前提とされておりまして、(b) ゲーミングが継続的に成長するかどうかは、①許可されたゲーミング及びゲーミング機器及び関連機器の製造、販売及び流通が正当にかつ競争的に実施されていること、②制限付き又は無制限の免許に基づくこと、それによって周辺住民の生活の質に不当な影響を及ぼさないことを確保すること、③免許保有者の債権者の権利が保護されていること、④ゲーミングに犯罪的・腐敗的要素がないことに対する公衆の信頼を勝ち得ることにかかっているという位置づけになってございます。

5ページは、それを英語の原文で紹介したものでございます。

6ページから、具体的な免許事業などの内容に入っていきますけれども、諸外国におきましては、免許の取得が義務づけられていることが一般的でございます。そして、そ

れを執行いたします規制当局は、①社会的信用、②反社会的勢力との接点がないこと、前科がないことなど、③資金源を含む財政状態、④運営・経営能力、経験、⑤法令遵守の組織内体制などを審査するという形で、厳格な免許制度を執行しております。また、この国際的な取り組みでございますFATFの勧告におきましても、カジノは少なくとも免許制とすべきというガイドラインが発出されているところでございます。

7ページは、免許制度の審査でございます。詳しくは、この後、コナミホールディングス株式会社様、エンゼルプレイングカード株式会社様から具体的な御説明があるかと思しますので簡単にいたしますけれども、例えば、ネバダ州の場合でございましたら、ここにありますようなMulti Jurisdictional Personal History Disclosure Formといった膨大な詳細な様式を使いまして、一般的な事項、財務事項などを、それぞれ100項目に近いようなことについて、個人情報ディスクロージャーを含め開示をして、真正な、正しい、うそ偽りのない申告をすることが免許審査の大前提になってございます。

8ページにまいります。カジノ施設・機器の規制でございます。カジノ施設そのもの、スロットマシンなどの機器についてもさまざまな規制がございます。シンガポール、ネバダ州の例が挙げられておりますけれども、例えば、カジノの施設面積につきましても、シンガポールにおきましては、カジノ施設のうちゲーミング区域と認識される部分の総面積は1万5,000平方メートルを超えてはならないという規制がございますし、また、機器につきましても、スロットマシンなどの数は2,500台を超えてはならないという規制がございます。また、機器の製造などを行う事業者につきましても当局による承認が必要ということになっております。ネバダ州におきましても、同様の規制がございます。

9ページにまいります。事業活動そのものに関する規制でございます。9ページから11ページまで、さまざまな分野におきまして事業活動の規制があることの御紹介でございます。例えば、ゲーミングの種類・内容につきましても、シンガポールでもネバダ州でも、どのようなゲーミングあるいはそのプレイ方法、ゲームルールは規制当局の許可あるいは認可になってございますし、シンガポールにおきましては、広告につきましても、カジノ事業者による広告の事前承認制がとられておりますし、シンガポール国民及びシンガポールの外国人永住者を対象とした広告は禁止されておりますし、また、カジノそのものについての広告を掲示できる場所は、空港、クルーズ船の停泊場所など、国際的な旅客が多く訪れる場所に限定されているといった規制がございます。

10ページにまいります。カジノ事業者による金融業務の規制でございます。シンガポールにおきましては、カジノ事業者による与信対象を、シンガポール国籍又は永住権を有しない者に限っておりますし、また、10万シンガポールドル以上の現金をカジノ事業者にあらかじめ預け入れている者に限定して与信が認められているといった規制がございます。

入場規制でございます。シンガポールにおきましては、本人又は家族の申請、若しく

は第三者又は法令上の規定に基づく入場制限がございます。詳しくはまた後ほど述べます。従業者に対する規制もありまして、シンガポールもネバダ州もいずれもカジノ事業者に関わる従業者もライセンスの対象となっております。

11ページでございます。カジノ事業者が行う契約に関する規制がございます。シンガポールにおきましては、このカジノ当局による事前の承認をかけるという規制がございます。ゲーミング機器の供給、メンテナンス、修理及び処分など、ゲーミングそのものに重大な影響を及ぼす調達契約など、あるいはそうではない契約におきましても50万シンガポールドルを上回る契約につきましては、当局の事前の承認を得ないと調達ができないという仕組みになってございます。ネバダ州におきましても、ゲーミング機器の修理などを行う者との契約は、事前に当局の適合性の判断を仰がなければならないことになってございます。最後になりましたけれども、内部統制の確立に関する規制でございます。適正な財務・会計処理が確保されるよう、あるいは関係法令に対する遵守状況、コンプライアンスのための体制、ゲーミングの公正な実施そのものの確保、これらに向けました内部統制システムの構築をカジノ事業者に義務付けておりますし、ネバダ州においても同様になってございます。

12ページ以下3ページにおきましては、依存防止の観点、マネロンの観点、青少年の健全育成について、どのような規制、取組が行われているかという御紹介でございます。

依存防止のために入場制限制度を設けたり、入場回数制限制度を設ける、あるいは入場料の徴収などの方法がとられているということでございます。シンガポールのほうが詳細な制度を作っておりますけれども、本人の申請に基づく入場制限、家族の申請に基づく入場制限、あるいは第三者又は法令上の規定による入場制限ということで、21歳未満の者の入場禁止、過去の信用情報に問題があると認める者の入場禁止、政府からの財政援助を受けている者の入場禁止、あるいは破産者などの入場禁止といったことが定められてございます。また、本人や家族の申請によりまして入場回数制限を設定することもできますし、シンガポールにおきましては、24時間のカジノ滞在ごとに100シンガポールドルの入場料を徴収する仕組みもございます。

13ページは、マネー・ローンダリング対策でございます。FATFのカジノ事業に対するガイドラインによりまして、3,000ドル／ユーロを超える一見取引などについては、その都度本人確認をし、さらには継続的な顧客管理措置をとらなければならない、ないしは、その記録を最低5年間保存しなければならない等々のガイドラインが定められているところでございます。また、マネロンなどの疑わしい取引につきましては、その情報を直ちに資金情報機関に速やかに届けるよう法律で義務付けるというガイドラインでございます。これらを受けまして、シンガポールやアメリカにおきましては、ネバダ州の場合でしたら1万ドル超の現金取引、シンガポールにおきましても1万シンガポールドル以上の現金取引につきまして、本人確認ないしはCustomer Due Diligenceが求められてございます。また、それらに関しまして疑わしい取引報告も、アメリカでは5,000

ドル以上という閾値はございますけれども、報告要求義務が課せられております。また、その他のところに挙げられておりますけれども、アメリカでもシンガポールでも、1万米ドルあるいは1万シンガポールドルを超える現金取引につきましては全てを報告するという、Cash Transaction Report、CTRという形での報告徴求が義務付けられているところでございます。

14ページは、青少年対策でございますけれども、ここは繰り返しになります。広告の規制、入場規制といった形になります。

15ページは、以上を踏まえまして、日本の規制体系を考える場合も、諸外国の例に学びまして、この4本立ての柱立てを考えてはいかかかという提示でございます。まずは、今日御審議いただきます免許等による参入規制、次回以降になりますけれども、カジノ施設・機器の規制、カジノ事業活動の規制、依存防止対策、マネー・ローンダリング対策、青少年の健全育成といった懸念への対応といった観点からの柱立て、最後になると思っておりますけれども、それらを執行いたしますカジノ管理委員会のあり方についての御議論を今後進めていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山内議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関する質疑は、事業者ヒアリングの後にまとめて行うことといたしまして、続けて事業者ヒアリングを行います。

本日は、コナミホールディングス株式会社及びエンゼルプレイングカード株式会社の2社にお越しいただいております。両社におかれましては、ヒアリングへの御協力について御礼を申し上げたいと思います。

諸外国におきましては、カジノ事業を自ら実施するオペレーターのみならず、カジノに関連する機器等を製造・販売等を行っている事業者に対しても、かなり厳格な背面調査等が行われているとのことであります。そのため、諸外国の背面調査等の実態について、両社からそれぞれ10分程度で御説明いただきたいと思います。

それでは、まず、コナミホールディングス株式会社専務取締役、坂本様から御説明をお願いいたします。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 ありがとうございます。

本日は、有識者会議の皆様の前でゲーミングの経験のお話をさせてもらう機会をいただき、誠にありがとうございます。コナミの坂本と申します。

私は、本来、精密科学が専攻でしたが、高度成長期の初期に社会人となり、研究所勤務から海外要員の不足で貿易の仕事に転向し従事しました。その後、コナミに入って、ゲーミング事業を豪州からスタートし、さらに北米のゲーミングに携わり、現在に至っております。私は、米国においてこの16年間、実際に現地のゲーミング機器製造の責任

者として、多くの背面調査を受けております。調査の中でも一番厳しいものを受けていると考えていただいていると思います。

本日は、時間も短いので、資料に従って簡単にこの調査について説明させていただきます。

それでは、説明を始めたいと思います。

1 ページ目は、コナミがどこにどれだけライセンスを持って事業を行っているかというところを見ていただくためにまとめた地図です、現地のトップマネジメントとして、私自身、これだけのライセンスを申請し、許可を受けております。一番新しい州のライセンスは、ボストンのあるマサチューセッツ州です。ネイティブアメリカン、いわゆるインディアンカジノのライセンスも含め、米国の製造ライセンスは2年又は3年で更新が必要ですので、そのたびに申請をしなければなりません。これらのライセンスの維持は大変で、毎週どこかの申請書を作成し、ライセンス料を支払い、更新しております。なお、北米以外でも、豪州、シンガポール、南アフリカ、マカオなどのライセンスも保有しておりますが、これらの国は一度ライセンスを取得しますと更新の調査はほとんどありません。さらに、ネバダのライセンスを持っていますと、機械のテストだけでライセンスは要らないというフィリピンのような国もあります。

次のページをお願いします。法人ライセンスの申請について、説明いたします。もっとも代表的なネバダのライセンスを例にとりますと、ライセンス申請後、ゲーミング当局は2つの方面からアプローチしてきました。一つは、全ての子会社を含めた会社自体のライセンスの調査プロセス、もう一つは、ライセンス申請会社の取締役、執行役員、株主がゲーミング事業に適正かどうかという調査です。コナミは、申請したときも多くの資料を提出し、その中には組織の構成、株主構成、他の国でのゲーミングビジネスの有無、訴訟ヒストリー、税務状況、財務状況、ビジネス大手取引に関しての多くの書類を提出しました。なお、ゲーミングからはよく言われるのですが、ライセンスは売り物ではないと。会社のオーナーシップが変わる場合は最初からライセンスのステップを踏むこととなります。また、規定を破りますと、罰金やライセンスのサスペンドや剥奪もあります。

次のページをお願いします。ライセンスの取得の際、安定した経営やお客様への長期コミットメントを求められました。これらを表すためにも、現地に根づいたサービスを提供する建物が必要だと思いました。こうした状況を念頭に、ラスベガスの空港の横にコナミゲーミングの社屋兼工場があります。ゲーミングの事業なので、訪問者は必ず記録し、バッジをつけてもらいます。また、社内は多くの監視カメラを装備しております。ラスベガスの気候は夏に45度にもなりますが、地熱効果を利用して環境にフレンドリーな設備で、全館を冷房し、従業員の労働環境にも配慮しております。この社屋は、「LEED」と言われる米国の環境認証を受けております。また、コナミは、カジノマネジメントシステムの販売サービスをしており、全米のカジノにある8万台ほどのスロットマシーン

のデータの安全管理のため、ここでバックアップをしております。そのために、自家発電装置が2基あり、停電でも17時間対応できるようになっております。なお、ここでは現地スタッフを500名程度雇用しております。また、ネバダ大学には、コナミゲーミングラボをつくって、ゲーミングの教育の援助や依存症研究の支援をし、また、新しい校舎の建設のための寄附を続けております。日本においても、コナミの主要株主である財団から多くのスポーツ選手のサポートをして、社会に貢献しております。

次のページをお願いします。次に、個人ライセンスの申請と背面調査のお話をいたします。現地のオペレーション会社の取締役及びゲーミング当局が、調査の必要性があると判断した執行役員には、徹底的な背面調査が行われ、提出する書類は写真のようにアナログで70ページ程度に及びます。この調査は、本人だけではなく、家族、子供も対象となる部分もあり、その内容はこれまでの住居地や職歴、学歴、過去の住居地で無犯罪証明と指紋採取、過去や他の地域でのゲーミングビジネスとのかかわりやそのヒストリー、税務状況、財務状況等、多岐にわたります。記入が不完全な申請書はプロセスを遅らせる原因ともなることがあり、ライセンスの否認にもなりかねません。したがって、一般的には申請書は専門の弁護士または自社のコンプライアンスオフィサーが最終チェックをしてから申請いたします。

実際の申請プロセスは、まず、全ての個人情報の開示に本人が合意するという書類にサインをしてから始まります。調査員は、この書類を持って直接銀行に行って調べたり、色々な個人情報を確認するようです。

州によって申請で求められるものは異なります。会社と同様に、個人の訴訟、調停の書類、過去の所得税申告書、銀行、クレジットカード等の資料を求められます。財務情報や税務情報は大体4年から7年前にさかのぼったものを求めてまいります。もちろん無犯罪証明も必要です。また、調査の中で州によっては500ドルから1,000ドル以上のATMでのキャッシングをしていますと、それをピックアップしてリストにして、その用途を記入するように言われることもあります。また、大きな金額の小切手を発行しますとその小切手のコピーを求められます。私の場合は、貸金庫を日本に持っていたので、調査員が中身を調べに日本に来ました。学歴は、卒業証書だけでなく、成績証明も求められます。したがって、日本の大学にわざわざ行って、成績証明をくださいと言わなければなりません。日本の学校はよく知ってしまして、ちゃんと英語で作ってくれます。運転歴を求めてくる州もあります。過去のスピード違反なども面接で聞かれたことがあります。移住場所に関しても、借家の場合はその家のオーナーが誰だったかということも聞かれます。また、身体的特徴については、入れ墨がどこにあるかという項目も書いてある書類があります。

実際に書類を提出した後に、ゲーミング当局からそれを証明できる書類を求められます。その州のゲーミング法に従い、要求してきます。したがって、全部でなくて、その州の法律に沿ったものをピックアップして要求してきます。それを提出しますと、本格

的な背面調査が始まります。個人差はありますが、普通の人は大抵10カ月ほどかかり、次のステップに面接の要請があり、面接日が決まります。なお、ライセンスの取得費用について触れますと、調査にかかわる費用は、調査官の旅費あるいは宿泊費を含め、全て申請者が前払いで負担します。したがって、デポジットを要求されます。調査対象者によって当然個人差は生じますが、例えば、日本で普通のサラリーマン社員をしていた人がCEOあるいはCFOという立場で米国に駐在員としてやってきた場合、弊社と同数の個人ライセンスを全て取得するためには、調査費も含め、初期費用は恐らく150万米ドルぐらいかかると私は思います。さらにその人が過去に複数の国で移住経験があり、財産が方々に分散している場合には、調査費用が加算し、また、その国が英語圏でない場合には翻訳費用も加わります。

面接の話に戻りますと、調査官との面接は、その会話を録音することの承諾を事前に求められ、オーケーしますと始まります。面接は役職やその人の個人情報複雑さによっても違いますが、私の経験では、普通、税務関係の方と警察関係の方を担当とする2人の担当官が行い、大体1時間から2時間ぐらいの面接時間です。面接時には、最初に提出した書類に変更や間違いはなかったかどうかということ最初に聞かれます。また、州によっては、過去のスケジュール表を求められ、海外旅行に関して報告書の提出を求められます。事前にパスポートの全てのページをコピーしますので、その確認のためだと思います。また、タックスヘイブンのようなところや同じ場所への異常な回数の旅行、業務に無関係な場所への出張は質問の対象になります。また、面接の中で、遺言の有無を聞かれるときがあります。存在する場合は、そのコピーを求められます。書類は、正直に書かなければならないという前提なので、この面接で最後の修正の機会が与えられるということだと私は理解しております。

先ほども申し上げたとおり、書類には精度の高さが求められますので、不正確なデータはライセンスの拒否の原因となります。面接時には、質疑応答と申請書類が違っておりますと、その部分をもっと詳しく聞かれます。また、ゲーミング当局は、私がトップマネジメントであることの確認として、面接時にオペレーションに関することは全て現地で決裁されていることを確認してきます。オペレーションの指示系統が現地にあることの確認のため、仕事で使っているコンピューターを開くように言われ、誰とどんなメールのやりとりをし、どんな報告書を書いているのか、外部のどんな人とメールのやりとりをしているかなどを調査するそうです。私は行っていませんが、ブログやソーシャルネットワークをやっていると、そのネットワークの人たちのデータを持って帰って調査するそうです。

次に、申請書に書いたレファレンシーというものについて話したいと思います。レファレンシーと言われるのは、推薦者。ゲーミング当局は、推薦者に電話やレターで申請者の履歴の確認や性格やふだんの生活についてのコメントを要請してまいります。また、推薦者は、血縁関係がある人または仕事上関係のある人は資格がありません。

これらの全てが問題なく終わりますと、ネバダ州の場合は、公聴会の日程が決まり、それに出席いたします。公聴会は、2段階あります。その理由は、規則をコミッショナーが作成し、それをゲーミング当局が運用して調査を行いますので、チェック・アンド・バランスのためだと私は聞いております。第1回目は、ゲーミングボードの公聴会で、調査結果による適正の審査の質問と、さらに、トップマネジメントであれば、その会社の計画あるいは方針について、CEOの予定者に質問されます。それが終わりますと、2週間後に最後のステップとしてコミッショナーの公聴会があります。ここでも似たような質問を受け、その許可が出れば、ライセンスが与えられます。公聴会の質疑応答は全て書面で記録され、ゲーミング当局のウェブサイトにも後ほど開示されます。ネバダ州においては、コミッショナーのメンバーは州知事によって指名されています。このコミッショナーによって下された決議は、理由を問わず、再審議の請求はできません。

また、スロットマシンの規定やカジノマネジメントの規定に関しての話は、技術的な話になりますので、今回はあえて含めておりません。

ゲーミング事業においてライセンスの維持は最も重要で、また、取得には長い時間と労力、そして、多額の費用がかかりますので、事業においては常に我々は言っているのですけれども、Compliance before Commerce、すなわち、商売よりもコンプライアンスが優先という大方針のもとに、ゲーミング事業をここまで展開しております。

以上、私の説明です。本日は、この機会を与您にいただき、ありがとうございます。

○山内議長 ありがとうございます。

次に、エンゼルプレイングカード株式会社代表取締役社長でいらっしゃいます重田様から、御説明をお願いいたします。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 エンゼルプレイングカード社長の重田でございます。

私は、父親の後、この会社を25年ぐらいやっていますけれども、約20年前にこのゲーミングインダストリーに参入して、約20年間、こういうライセンス書類、また、商売と携わってきました。

まず、1ページ目から、当社はどういう位置づけでライセンスを出しているかということをおわかっていただくために、当社の簡単な説明をさせていただきます。弊社は、世界中の大型カジノ、特にIR型カジノを中心に、テーブルゲームで使用するトランプを製造・販売しているトランプメーカーです。アジア、ラスベガス、オーストラリアにおけるカジノトランプマーケットにおいては、高い顧客の評価を得ていまして、中でも、マカオ、シンガポール、オーストラリアの多くのカジノとは、カジノのオープン以来、長期にわたって継続的に取引しております。アジア、オーストラリアでは、IR型、大型カジノと言われるお客様はほとんど私どもの商品を使っています。カジノ向

けトランプメーカーとしては、世界シェア50%以上を有しています。

2 ページ目、私どもの実際の商品について少し説明させてください。後でライセンスとのかかわり合いがあるものになります。

単なるトランプといいましても、日本で売られているような、ハートのA、2からずっとあって52枚とジョーカーがある1デッキで遊ぶものではなくて、52枚が6セットであったり、8セットであったり、そのような形でブラックジャックとかバカラは遊べれます。

ページの左側で「ANGEL EYE」と書いてあるものがあるのですが、これはシューターといいまして、ディーラーさんがテーブルから1枚ずつトランプを繰り出す機械なのです。昔は、箱があって、箱から1枚ずつ繰り出して、その順番にゲームをしていた。それが6セットであったり8セットであると思ってもらった方がいいのですけれども、ここでカードを自分の手持ちと交換したり他人と交換したりするようなプレーヤーでは公正なゲームが遂行されない、また、ディーラー自身がテクニカルに不正をするということがありまして、我々は電子シューというものを開発しています。電子シューというのは、我々の特殊なマークで数字スートを読み取って、それをゲームが開始する直前に読み取ります。それで渡ったカードをお客さんがちゃんと何も交換せずに返したことがわかるようにしているというものです。ゲームの勝敗も、バカラでは自動的に判別されます。

ここでセキュリティーとして非常に重要なことは、単に読み取るだけではなくて、我々の特殊な印刷だけを読み取るとか、ゲームの始まる前に読み取ると、逆にまたそれをネットハッキングでデータを読み取って、次のカードを知って、ブラックジャックだったらAが来るとわかっているとチャンスになりますので、ゲームがベットされ、チップがかけられて、ディーラーが引くときに読み取っているのです。その引くときに読み取るということでセキュリティーを担保している。カジノ側に対しても、顧客側に対しても、どちらに対してもセキュリティーを担保しているという商品です。

もう一つ、右にプレシャップルトランプということなのですが、先ほど言いました6セット、8セットのトランプなのですが、映画では誤解があるのですが、カジノでは一般的にバックヤードでそれを検品して、一度全部シャッフルをしています。それをテーブルに持って行って、もう一回シャッフルをしたり、そのまま使ったりするという工程があって、映画のようにお客さんの前で開けるということは今はほとんどありません。まずはチェックされます。カジノ内で行うことによって、その従業員に対する不信感、カードを1枚とってしまって誰かお客さんに渡すということがあったら公平なゲームが保てませんので、地理的に遠い我々の工場で、完全に工場としてきっちり管理されたところでシャッフルをしようということで、約15年ぐらい前からこういうシャッフルのトランプがカジノに行き渡るようになりました。

ただ、カジノに行き渡るためにここでも重要な要素が2つありまして、シャッフルな

ので、ランダムでなければいけない。これは数学統計上ランダムになるようにやっています。もう一つは、誰も並びを知らない、NO ONE KNOWS、これは当たり前なのですが、なかなか難しい話で、我々のコンピューターでさえもNO ONE KNOWSになるようなシャッフルの仕組みをしています。1つのコンピューターであらゆることを知ってしまうと、そのコンピューターが最終の並びを知っていると、従業員も含めてあらゆる所でハッキングチャンスがあるということなので、シャッフルはするのですけれども、結果はNO ONE KNOWSであるということを担保して、出荷しております。

これらにおいて、カードゲームのセキュリティーの向上が飛躍的に高まった。これはなぜアジア中心かといいますと、スロットは圧倒的にアメリカの文化で、アジア、オーストラリアはトランプゲームが圧倒的なのです。例えば、同じ有名ブランドのオペレーターが運営していても、ラスベガスのカジノとシンガポールのカジノでは、トランプの使用量で5倍から10倍アジアのほうが多いのです。そうすると、そのセキュリティーを担保するのは大変なことで、その関係でこういう工業化されたセキュリティーの高い商品が使われるようになってきたという歴史があります。

3枚目に、我々の会社のグローバルの拠点ですけれども、日本で本社機能・製造機能を持っております。海外でカジノのあるところに子会社を持っていて、アメリカにもあります。我々はどちらかというとアジア中心になりまして、残りは、マカオ、フィリピン、シンガポール、オーストラリアに販売・メンテをする拠点を設けています。

以上が私どもの会社の概要で、それに対する政府当局の認証ということに対してお話しさせていただきます。

先ほどコナミさんからお話がありましたように、また、事務局からも話があったかと思えますけれども、反社会的勢力の排除、我々の背景調査ということで、会社の情報、個人の情報をチェックするということがありまして、当局の指定のフォーマットの書類に申請者が書類を作成して提出を行います。先ほど詳しくはコナミさんがかなりおっしゃったので、次に、公正なゲーム運営というほうの話をさせていただきます。

我々のようなトランプ会社やチップ会社については、工場監査というものがあります。なぜかといいますと、膨大な数量が使用されます。トランプでいうと、本当に1年間の日本のトランプの消費量を1週間で使うような量で我々は海外に出してしまっていて、普通の日本で使うリテールのトランプとは桁が違うので、それを全部第三者機関がチェックすることは事実上できません。したがって、工場監査で生産プロセスとか工場そのもののチェックをされています。

これは、一番の目的は商品が外部に流出しないことにあります。各カジノのデザインのロゴが入っていますので、そのトランプは絶対に外に出ない、不良品が良品に混入しないということなのです。それはどういうことかといいますと、公正なゲームをするために、トランプのゲームで、裏柄といいますか、数字の反対面が汚れていたり何かマーキングがあって、これがスペードのAだとわかると公正なゲームができなくなります。

また、流出があった場合については、例えば、1枚でもあるカードを手元に持っていたら、適当なとき、いいタイミングでマジシャンみたいな方がぱっとそれを使うことができてしまう。これも公正なゲームをできないという意味で、公正なゲームをちゃんとするために、我々の工場監査が行われると理解してください。

認証期間は通常3～5年で、更新時には書類審査等々が行われます。審査料が5万米ドル～10万米ドルとしているのは、私ども会社の分と個人の情報とを色々合わせていくと、それぐらいかかるということです。

工場監査費用、もちろんこれは、渡航費を含む交通費、宿泊費などを、発生ベースで、先ほどコナミさんがおっしゃったように、前払いで払うデポジットで精算することになります。

5ページに行ってもらって、バックグラウンド調査ですけれども、これについては、本当にスロットマシンメーカーさんと重なりますので、ここは省略させていただきすけれども、テーブルゲームの審査というのは、スロットマシンに比べると少しバックグラウンド調査は緩いといいますか、範囲が狭いと思っています。まず、公聴会まで行くということは我々はほとんどありませんので、書類はきっちり個人情報ということで財務情報とか色々なことを書きますけれども、プロセス上はそこまでは厳しくなく、多分位置づけが少し違うと思っています。

もう一つ、我々のところでは、個人情報に関して言いますと、これは先ほどおっしゃったとおりで、もちろん経営者、オーナー、主要な従業員が対象になりますが、これについても、法人、個人とも少しスロットマシンとは違うイメージがあるかと思います。恐らくスロットはゲームの結果が直接的に反映しますし、我々は少しインダイレクトな部分があるので、その関係でインダイレクトな分だけ、各種の位置づけにおいて少し緩和されているように思われます。

一方、6ページ、これはテーブルゲーム特有だと思うのですが、工場監査がありまして、逆にこれはかなり厳しく行われます。なぜならば、スロットみたいに一個一個封印することもできませんので、トランプを造っている工場そのものの信用はかなり厳しく監査されて、数日間行います。例えば、服装のポケットがあるかないかとか、カメラや携帯電話を現場に持ち込めないような事実上の仕組みになっているかとか、ルールになっているかとか、また、これは流出ということからなのですから、工場の建屋自身がワンルーフになっているかどうかとか、モノの出入り、ヒトの出入りがきちんと整備されて管理されているかとか、あとは先ほど話にあったような監視・警備の方法を全部やります。

3番目の生産、数量管理については、多分チップも一緒だと思うのですが、投入数、良品数、不良品数がきっちりカウントされていて、最終的にはシュレッターして、不良品は破棄されているかどうかというチェックをします。各工程ごとに、例えば、印刷という工程の投入数、良品数と不良品数、良品と不良品を足したものがもとの投入数

であったかということをお必ずチェックします。また、例えば、印刷工程の良品数が次工程の投入数になっているかということをおきっちり確認することによって、流出のないことを必ず見ます。ただ、これは実態として1回来られただけでなかなかわからないので、実際は、他州・他国にライセンスの実際のお調査もしくはこの会社の評判について、彼らはおアクセスします。また、大手カジノとかにもレファレンスをおとっているようです。

次のページに行きまして、これは例でお書かせていただいたのですがけれども、私どもの工場は一体どういう形になっているか、また、どのように指導をお受けているかということでお書かせていただいています。右が工場のおポンチ図になっているのですがけれども、工場のお建屋がまずはワンルーフになっていて、ヒト、モノのお出入りが限定されている。モノはきっちりシンプルに流れていることによって管理されているかどうか。そういう点をお見られます。従業員のお入退室は厳重にセキュリティ管理がされておまして、私どもでは、建物に入るための指紋認証、その後、ゲートに入るためのカードキー、静脈認証をおやっております。そのお時点では、監視カメラでお確認をおしています。また、製造エリアに入るためにもカードキーをお用意して、カードキーでお入っております。

もう一つは、商品そのものがセキュリティですので、原材料のお搬入、製品のお搬出時のセキュリティなのでありますがけれども、私どもは、搬入、搬出のトラックもコンテナも我々の建物の中で行っています。建物外ではやりません。建物の中でおやりまして、ちゃんとシャッターをお閉めて、それからモノをおおろして、それを移動させてからトラックとコンテナをお外に出す。それは徹底しておしています。商品のお出荷の際には、あらかじめ採番管理されたシールでおコンテナをお封印して、カジノがお受け取る時にコンテナ番号をお照合します。事前にお港にも話をおしておきまして、「もし検査でお開ける時がおあればお言っておください、我々の社員がおすぐに駆けつけます。」ということでお見に行くようにして、そこでもう一度写真をお撮って、新しいシールをおつけることになっておいます。

建物自体、大体1万5,000平米ぐらいの建物なのでありますがけれども、500カ所ぐらいの監視カメラでお一定期間のお保存をおしています。例えば、警備会社とお連携をおして、すぐに駆けつけていただけるようにしておしています。

以上、駆け足でお話しさせておいただきましたがけれども、我々テーブルゲームでは、このようなライセンスをお受けて、承認につきますとは工場監査をお受けているということのお御説明です。

本日は、どうもおありがとうございました。

○山内議長 どうもおありがとうございました。

それでは、事務局及び事業者のお御説明に関しまして、御質問のある委員は挙手をお願ひいたします。時間の関係もおございますので、御意見は後半の参入規制のところでお伺うことにして、主に質問をお中心にお御発言をおいただきたいと思ひます。

どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員 どうも貴重なお話をありがとうございました。

2つ質問させていただきたいのですけれども、1つは、規制だとか制度というものは常に抜け穴が出て、これに対して常に対処して進化しなければいけないということがあると思いますが、例えば、認証制度、ライセンス制度で、諸外国で常にそれが進化して、どんどん抜け穴を塞ぐような形で変わっていったのか。もしくは、ある程度確固たるものが確立していて、例えば、申請項目などもずっと何十年も余り変わらずに一定のものでやっているのか。そのあたりの、規制が常に進化しているのか、進化するとしたらどんな仕組みのもとで進化しているのかということをお願いしたいというのが1点目。

2つ目は、色々諸外国でこういった規制に対する対応をされてきて、日本型のIRに対する何か提言とかアドバイスみたいなものがあればお伺いしたい。例えば、諸外国の事例の中で、日本にとって参考になるような事例、具体的には、シンガポールを参考にするのか、ネバダを参考にするのか、色々な議論があると思いますが、そのあたりで、日本がこれから仕組みを考える上で、諸外国のこういうものを特に参考にしたらいいのではないかとのご意見があれば教えていただきたい。

以上2点、お願いします。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 それでは、坂本からお答えします。

まず、進化に関して、ゲーミング市場は、最初はネバダとニュージャージーから始まって、どんどん各州がオープンしてきて、実際に各州のライセンスのプロセスが進化して、逆にネバダの上を行こうと言っているので、各州のライセンスを取りにいきますと常に新しい項目が入っている。そういう意味では進化していると思うのですけれども、やはりネバダが一番基準になって、しっかりしていると思います。

本日は申し上げませんでしたけれども、特にコンプライアンス委員会というものを作られるのです。コンプライアンスプランというものをまず会社の中で作って、ネバダゲーミングが承認します。それに沿って四半期ごとに我々はコンプライアンス委員会を開いて、その議事録をネバダに届けます。その中身は、社内で何が起こったか、どこに出荷したか、誰か人を採用してその中に問題のある人がいたかとか、あるいは訴訟関係とか、全てそういうものが入って、かなりの厚さの書類となります。しかも、四半期に1回コンプライアンス委員会をやるのですけれども、そのうちの1回はネバダから聴きに來ます。ネバダのゲーミングと一緒に中に入って、ちゃんとやっているかどうかというのを調べに來ます。それぐらい厳しくやってきますので、そのコンプライアンスレポートを見ますとかなりわかると思います。

2番目、日本はどうしたらいいか。私が一番お勧めするのは、やはりネバダのように、ゲーミング当局がしっかりと人員をそろえて、しっかりチェックできる体制をとる。例

えば、ネバダゲーミングは500人ぐらいのチェック体制を持っていますけれども、チェック体制がないと、例えば、マカオの場合は、当社の米国法人はすぐライセンスを取れたのですが、豪州法人がライセンスを取得しようとした際は、非常に時間を要しました。シンガポールもライセンスを取得済ですが、その後の調査に来ないので、ネバダと比較すると、人員が十分にいないように感じます。やはり組織がしっかりして管理するということが、うまくできて、悪い人が入ってこないというものだと思います。そのところを見習う。やはりスタッフが重要だと。人はやはり人を見るのが一番いいと思います。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 今、書類の話をコナミさんのほうで話したのですが、実態調査も厳しくなっています。ハッキングもどんどん高度化されています。特に、昔はカジノではカメラ持込禁止とか張り出していたのですが、今はスマホがあるので事実上みんな持っているわけなのです。だから、我々の工場もデジタル技術で良くなっているのですが、ハッキングする人もデジタル技術でかなり進歩していますので、品質とかミスに対して非常に厳しく調査されているということで、例えば、カジノで小さい不良が出て、この不良原因は何か、調査レポートをくださいということで、カジノだけではなくて州当局に求められることも増えてきたという印象です。

特に、今、話に出ていたのですが、私どもはシンガポールが非常によくやっておられると思います。しっかりした人数がおられたのですが、初めは何もわからない状況から始められたと思うのです。もう3年、4年たつと、調査官の方はまさにプロになっておられて、ほかの州とか国の方よりも非常にできるようになってこられて、初めは素人の集団からですが、ずっと良くなったので、シンガポールの例は非常にいいかと思います。

もう一つは、やはり他国とのネットワークは非常に重要なと思います。特にネバダとか、シンガポールとか、きっちりされているところのネットワークで、書類交換も含めて規制を作ることもそうですし、その実態の上でも情報交換を含めて重要になってくるのではないかと思います。

以上です。

○山内議長 よろしいですか。

ありがとうございました。

どうぞ。

○美原委員 1点だけ。御家族の背面調査とか審査に関してですが、奥様は書面により個人情報開示の許諾を規制当局に出すものでしょうか。お子さんはどうでしょうか。生計

を一にしないお子さんの場合、例えば成人したお子さんの場合はどうでしょうか。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 ネバダはないのですけれども、ウィスコンシンとか幾つかの州は、まず、家内に書類のサインを求めてきます。実際にインタビューはないのですけれども、生計を共にしている人は、必ず預金通帳、クレジットカードを出すようにと。一番困るのは、日本の場合、デパートがクレジットカードを発行しておりまして、その量がかなり多いのです。どこでも買うと安くなるということでクレジットカードが多くて、そここのところが今は困ってしまして、余りにも数が多いので出せない。ですから、今、その大もとになる銀行のステートメントを出しているのが一つと、もう一つ困るのは、ちょっと話は違うのですけれども、日本は元号で出すのですが、外国人は元号がよくわからないのです。元号と西暦、そここのところは時々我々が説明をつけて出しています。特にブックでコピーを出しますと元号で書いてありまして、それだとわからないと言われてまして、そここのところはステッカーで換算表を作っています。

以上です。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 今の話で、全く一緒でございます。

○山内議長 櫻井委員。

○櫻井委員 大変興味深いお話をありがとうございました。

我が国の行政当局はこんなことをやったことがあるだろうかと思いながらお話を伺いましたが、1つお尋ねしたいのは、坂本さんの場合はライセンス調査、重田さんについては工場監査のところを念頭にお伺いしたいのですけれども、その調査に入ってくる主体の外部性といいますか、どのぐらい調査主体として手ごわいと感じておられるのか。それから専門性の高さは極めて重要だと思うのですが、その辺りについての感触をそれぞれお伺いしたいと存じます。

2点目で、ライセンスについては、サスペンドとか剥奪ということについて言及があったかと思うのですが、事例としてそういう場合はどのぐらいあるのか。それから、再申請のようなことが仮にあり得るのか。大変な費用と手間をかけて一回ライセンスを取るわけですので、それが切れるということについてどのように考えたらよろしいかということをお伺いします。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 専門性というよりも、特にトップマネジメントに対するインタビューにおいては、経営方針について主に聞いてくる。スロ

ットマシンとかゲーミング事業は、明日いなくなるとカジノは大量のお金を投資して機械がなくなって困るので、その辺の経営のノウハウあるいは経営の経験に対して細かいことは聞いてきますけれども、ゲーミングに対して特にこうということはありません。

もう一つの剥奪ですが、過去にある日本の企業で、取締役が「私の個人情報を出さない」ということでサスペンドを受けた会社があります。だから、実際にその情報を出さないと、ゲーミング当局はそこで取引を全部とめます。ただ、剥奪すると市場から機械を引き上げなければいけないのです。ですから、簡単には剥奪はしらないと思います。すぐ商売を止めさせて、早期に直すように伝えます。その時も、結局、その役員を辞めさせて、ライセンスを元に戻したというやり方をやっていました。

○エンゼルブレインカード株式会社重田代表取締役社長 工場の監査は、政府の当局にトランプ工場のプロの方がたくさんいるわけではないので、経験が浅いので初めはなかなか難しいと思うのですが、もともと警察の方とか、アメリカだったらFBIの方とかがおられるので、建物とか入退室管理についてはかなりプロフェッショナルです。また、カジノのチップとよく似たところもありますので、そういったところはレベルが高いと思います。

先ほど御説明した数量管理については、定型がありまして、かなり厳しく何個か抜き打ちで見られるという感じです。

品質のチェックについては、実態としては、なかなかそこは難しいと思います。どんなことでどうなるかと製造プロセスを全部知っておられるということではないので、そこは州とか国によって、個人によって、少しレベル差を感じます。先ほどの剥奪等々については、私は大きな話は聞いたことがないですし、これは企業の生命線なので、基本的には剥奪されないようにみんな一生懸命やっていると理解しています。

○山内議長 ほかによろしいですか。

まずは、渡邊委員。それから、武内委員。どうぞ。

○渡邊委員 1点だけコナミの坂本様にお伺いしたいのですが、株主、親会社に対する審査の対象となる役員、従業員について、代表取締役やゲーミング管掌の役員に限って背面調査がなされるのか、それとも会社の役員全員について背面調査がなされるのか。また、主要な従業員についてもなされるのかという点をお伺いできればと思います。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 まず、親会社の調査ですけれども、取締役は全部調査を受けます。ただし、私が調査を受けるほどの書類を出させて、面接で公聴会までいくことはほとんどないと思います。ただし、一番トップの人は、株主で

あり役員の方は公聴会まで呼び出されますけれども、それ以外の人は行きません。

株主ですけれども、5%ルールということで、5%以上を持っている株主は、それが会社であれば、会社の役員と会社の大株主、そこにまた会社が入っていれば、その中の取締役と大株主、要するに、一個人に行くまでずっとさかのぼっていくと思います。そのときに、海外に所在していたり、色々ありますけれども、一個人の調査ができるまで徹底的に行くと思います。

○山内議長 よろしいですか。

武内委員。

○武内委員 関わる内容や契約の在り方とかによって色々違うと思うのですけれども、先ほど、一つの州に背面調査でかかる審査料が5~10万米ドルというお話もありましたし、色々な申請書類をとるのにまた何十万米ドルとかという話もあったと思います。一般にこの仕事にかかわろうと思ったらどれくらい費用が掛かるのでしょうか。もちろん、さらに下請に入っていたりところについても、入っていただくを得なければ、そこにかかる費用は肩代わりするとか、色々な要素がかかわってきて、本当に一概に言えないと思うのですが、この審査を受けるためにかかる費用がおよそどれくらいなのか知りたいところです。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 まず、ライセンスを必要とする会社は、ゲーミングデバイスという定義があって、それを作っている会社なのです。ですから、ゲーミングのデバイスでなければ、それはライセンスを受けなくていい。ただし、ライセンスを持っている会社は、そういう会社と取引するときは、コンプライアンスプランによって、例えば、年間50万米ドルとか年間100万米ドル以上のときは、自分たちでコンプライアンスをチェックしなくてはならない。この会社はちゃんと税金を払っていて、悪い人の会社ではないですよという書類をちゃんと調査する。そういったことを調査する会社が海外でもありまして、そういうところに頼んで、その書類をもらって、それをコンプライアンス委員会をつけてゲーミングに出すので、それで問題ない取引先ということでやります。

もしライセンスを取って事業をやるとなると、会社として幾らぐらいかかるか。それは、1つの州であれば、恐らく州によっても違いますし、例えば、インディアンカジノであればそんなにかからないと思います。ただし、ネバダでライセンスを取るとなれば、それは億単位の費用がかかります。会社の大きさにもよりますけれども、恐らく億単位がかかると思います。そのかわり、取れば、色々なところのメリットもあるし、先ほども伝えたように、フィリピンで簡単にできるとか、ネバダのライセンスを持っていると、他所でも有効であるとか、他所のライセンスを簡単に取れるといったことがあります。

ただ、はっきりした金額はわかりません。大きい会社になればなるほど、子会社まで調査が行きますので、高額がかかります。

以上です。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 テーブルゲームにおいては少し色合いが違っていると思っていて、例えば、テーブルを造っている会社とか椅子を造っている会社までライセンスを求めているわけではないのです。ゲームのプレイに影響するということで、恐らく、トランプとか、ダイスとか、ルーレット、チップ、この辺は絶対に必須で、あとは判断は各州によってどこまで増やすかということになると思います。先ほどもお話ししたけれども、トライバルカジノにおいては販売ライセンスだけがいいところがありますので、基本的には私どもがライセンスを持っておられる会社を通じて売っている場合には、我々は何もない場合もあるのです。

○山内議長 篠原委員、いかがですか。

○篠原委員 貴重な話を聞かせていただいて、ありがとうございました。

事業者のお2人から見て、日本的規制ということ考えたときに、ネバダの例とかシンガポールの例とか色々あるのですけれども、どういう規制が事業者のサイドからするといいいいか、望ましいのでしょうか。私見でいいのですが、できるだけ調査に余り費用がかからず安く済むのが一番、規制も緩いほうが一番いいのかもしれないけれども、その辺をお2人に。

それから、重田さんに。トランプは我々が家庭で使うトランプカードとはまた異質のものだと思うのですけれども、企業秘密でしょうが、カードそのものはどう違うのですか。

○山内議長 今の答えからいきますか。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 トランプがどう違うかといいますと、トランプは、どんな家で遊ぶときでも、ばば抜きであったって、ほかの遊びだあって、トランプの反対側から数字側がわかってはいけないから、マーキングがあったりカットがずれていたらいけないというのが本当は前提なのですけれども、そういったことの本気度が違うのです。品質の要求レベルが違っていると考えるとよくて、基本的に目で見えような汚れがあたり点があたりしたらだめです。大体人間の目は0.2ミリぐらいのものも見つけます。

最近の傾向としては、カジノがどんどん明るくなってきているのです。昔はもうちょっと薄暗かったのですけれども、どんどん明るくなってきて見やすくなるので、我々と

しては品質がすごく難しく、その要求水準などで、我々は製紙メーカーとも一緒に汚れの出ない紙を造ったりしていくというプロセスになるので、品質要求の精度です。本当にトランプの裏柄から表がわからない。それは汚れであったり、紙自身が木なので、そこから何か異物がないようにするとか、そういうところに尽きます。もう一つは、例えば416枚を使うなら、416枚が絶対に正確にセットされなければいけない。これが1枚でも抜けていたら、裁判沙汰になるときもあるのです。州のレギュレーションで、トランプ416枚でブラックジャックをやると書いていて、1枚落丁があつてゲームになった場合に、プレイヤーが文句を言って裁判になったこともあるのです。したがって、落丁が許されないということは、本当は物を売っている一般のところでもそうなのですが、それが厳しく適用されると理解していただければと思います。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 ルールをしっかりとやらないと、人間がやるものですから、間違つて払うとか、色々なことが起こってしまつて、監視カメラがカジノにあるのは、お客様を監視しているのですけれども、一番監視しているのは従業員だと言われていたぐらい、それだけ厳しいことをやらないといけないし、もう一つは、お客さんから文句がつくようなものを造つてはいけない。

こういう話があるのです。例えば、UFOキャッチャーといって、子供用の掴んで遊ぶ機械があります。もし、ああいうものをカジノでお金がかかったものとしてやりますと、必ず毎日クレームが来ると思っています。お客さんが、あれは取れたはずだと。誰かが揺すつたとか、揺れたとか。そういうものだと必ずゲーミング当局は許可しません。そういうクレームが来るようなものは許可しない。そういう意味では、そういう厳しさを持って、お客さんからフェアに見えるものを許可しないと、後々お客さんに訴えられたり、あるいはゲーミング当局が訴えられたりすることがあるので、そういうルールをしっかりと作らないと揉め事の問題になります。そういう経験をもってネバダなどはやっていますので、その辺は大事なところだと、私は思います。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 基本的には、厳格に諸外国はかなり経験を積まれているので、諸外国の取組を日本でもやったほうがいいと私は思っているのですけれども、日本人のインタビューで、日本の法律に合っていないという話は結構あるのです。新入社員に対してバックグラウンド調査をやっていますか、それは日本ではできませんとか、薬物検査をやっていますか、これはなかなか難しいですとか、色々と諸事情というのはその国にありますので、それは日本の事情に合わせて、厳格ですけれども、何をやって何をやらないかというのは取捨選択していく。また、日本ではこうだということが、我々が海外でやる時も、このように国ごとに違うのかということがまたほかのライセンス当局にもわかりますし、最近、アメリカだけでなく色々な国にカジノが出てきたので、それぞれの国の事情に合った書類の出し方とか、そうい

うものは非常に重要かと思っています。

○山内議長 ありがとうございます。

丸田委員、何かありますか。

○丸田委員 1点だけ、先ほどの調査の体制について、基本的には、この職員の方自らが自前で調査しているだけではなくて、先ほどお話のあった工場監査等は色々な専門家の目が必要な気もするのですけれども、外部のリソースも使った形でこういった調査がされているのかということ、もしかしたら調査を受けている側では分からないかもしれないのですが、もしお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

○エンゼルプレイングカード株式会社重田代表取締役社長 私どもの工場監査については、原則、州か国のカジノ、ゲーミングの当局の方が来られます。その方たちのバックグラウンドが、元警察官であったり財務に詳しい方であったりします。政府のカジノ当局のスタッフが複数名で来られると理解してもらえればと思います。

○コナミホールディングス株式会社坂本専務取締役 スロットマシンとかシステムは、まず、スロットマシンに関しては、ロムに関して、一番の心臓部のソフトウェアが入っており、これに対しての管理は非常にうるさくて、常にその数あるいは管理方法について言われます。ただ、ソフトとかその他に関しては、外部の調査機関、GLIとかBMMという会社がやっています、そこが許可を出すと初めて我々は売れるということになっています。

ただ、一番我々が気をつけているのは、機械が間違ったところに行かないということです。特に、機械の場合は闇カジノができるので、必ず銘板を打って、どこに出荷されたかわかるようにしています。もう一つ、州によっても違いますけれども、「ソフトと一緒に出荷してはいかぬ、ソフトは別に送れ」という州があります。一緒に送ると、もし盗まれた場合に闇カジノができることになるので、そういうところのチェックが非常にあります。

以上です。

○山内議長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、諸外国の規制についてはここまでとしたいと思います。

コナミホールディングス株式会社様、エンゼルプレイングカード株式会社様におかれましては、御協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

【事業者退室】

○山内議長 それでは、2番目のセッションである参入規制についてに移りたいと思います。事務局から説明を聴取した上で、意見交換を行いたいと思います。

最初に、事務局から10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、簡潔に御説明させていただきます。

1ページ目でございます。「1. カジノの参入規制について」、これまでの議論のおさらいでございますが、まず、そもそも推進法の第9条におきましては、カジノ施設の設置、運営をしようとする者、また、そこに従事しようとする者を含めまして、カジノ関連機器の製造、輸入、販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者は、カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならないとしており、これらの者に対して法律に基づく規制を置くことが前提とされております。また、10条におきましても、暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項などについて必要な措置を講ずるということで、参入規制が必要であるという法律的な規範が既にあるところでございます。また、附帯決議におきましても、第7項、第11項を挙げてございます。

先ほどの資料との重複でございますので、2ページ目、3ページ目を飛ばさせていただきます。4ページ目に飛びますけれども、日本におけるカジノ事業免許を考える際の今後の議論の方向性といたしまして、6つの原則を4ページと5ページで提示させていただきます。

まず、「カジノ事業免許による健全な事業運営の確保」ということで、原則1として、カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制。カジノ事業の実施は刑法の賭博罪の例外をごく少数に限って認めるという特権的な性格を有するものでございまして、その主体には高度な規範と責任、廉潔性が求められること、また、カジノの業務及び財務について厳格な規制を課す必要があることなどに鑑みまして、諸外国の制度と同様、カジノ事業については、免許制の下で事業者及び関係者から反社会的勢力などを排除するなど高い廉潔性を確保するとともに、事業活動に対し厳格な規制を行うべきではないか。また、このカジノ事業免許については更新制としてはどうか、というのが第1点目でございます。

原則2、カジノ事業免許の主体をIR事業者に限定するべきではないか。カジノ事業は、公益性を有するIR事業を実施するために特別に容認されるものでございますので、カジノ事業免許を受けられることができる主体は、一体性が確保されたIR事業者に限定すべきではないか。

原則3としまして、IR事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調

査により審査すべき。IR事業者、カジノ事業及び非カジノ事業部門の役員のみならず、IR事業活動に支配的影響力を有する外部の者などについても、幅広く廉潔性などの審査の対象とすべきということでございます。

5 ページに移ります。引き続きまして、原則 4 以下は「認可制等を通じた廉潔性の確保」でございます。

まず、株主等については認可制などで規制をしてはいかがか。IR事業者の株主などは、IR事業者とは別の主体でございますけれども、株主権の行使などによりカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であるために、IR事業者と同水準の高い廉潔性を求めるべきであることから、諸外国の例や我が国の銀行法の例を参考にして、株主などについては、認可制などの下で反社会的勢力の排除など、その廉潔性を確保することとしてはどうか。

原則 5 でございます。IR事業者が行う取引についても認可制等で規制。非カジノ事業部門を含め、IR事業者が行う全ての事業部門における取引先の廉潔性を確保するために、これらの取引については、認可制などの下で、反社会勢力などを排除することとしてはどうか。

次に、「背面調査」についてでございます。

原則 6 でございます。カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施ということで、必要に応じて、あらゆる関係者、ここには子会社など、さらには 2 次・3 次・それ以上のつながりを有する者などを含むということで、どこまでも徹底した背面調査を行う必要があるのではないか。そのためには、先ほども御指摘があったと思えますけれども、日本の管理当局になりますカジノ管理委員会に十分な調査権限や人員・体制を整備すべきではないかという原則でございます。

6 ページでございますが、今見ていただきました原則を、前回の御議論で原則的なIR事業の運営形態とされており一体性が確保されたIR事業者に当てはめると、それぞれの前ページの原則によりまして、IR事業者がカジノ管理委員会のカジノ事業免許を取らないといけないことになりまして、原則 3 によりまして、その役員、事業者そのもの、あるいは B でございますが、IR事業者の事業活動に支配的な影響力を有する外部の者などにも背面調査が及んでいくことになりまして、株主あるいは C 社という取引会社なども、契約の認可、あるいは株主としての認可を受ける形になろうかと思っております。

7 ページに移らせていただきますが、前回のIR事業者の一体性の議論の中で、このIR事業の運営形態につきましては、幾つかのバリエーションもあり得るだろうが、それはカジノ免許制度の設計との関連の中で考えてはいかがか、という御提示を申し上げました。それに対する 2 つの考え方が 7 ページと 8 ページでございます。

まず、7 ページでございますが、土地、施設などの経営資産の所有権がIR事業者から分離されている場合でございます。四角の中にありますようにIR事業者が土地、施設を直接保有しない形態はございますが、そういう所有者はIR事業者に重要な経営資源を提

供し、かつ、その対価を受け取るものでありますので、一定の参入規制が必要ではないかということで、下のポンチ絵で左側に「土地／施設所有者【免許等】」とございますけれども、当然カジノ管理委員会が発給する免許などのスクリーニングのシステムできちんとチェックをされなければいけない。その場合、この「土地／施設所有者」は、特に施設を一体として所有することが必要だと考えておりますし、また、この「土地／施設所有者」と右側のIR事業の経営権と運営権を引き続き持っておりますIR事業者との間で事業協定を結ぶことになるかと予想しておりますが、その事業協定の中では、事業主体の一体性の原則とか、カジノ収益のカジノ以外のIR事業への還元などについて、これらの原則に反しない事業協定があることをカジノ管理委員会がチェックをした上で、この「土地／施設所有者」に免許などのスクリーニングのシステムをかけることは考えられるかと考えております。今後の議論の方向性でございますが、このカジノ事業免許とは別の免許制度のもとで、こういう「土地／施設所有者」から、反社会的勢力の排除など、その他廉潔性を確保するという仕組みが考えられないかということでございます。2番目でございますが、IR施設のあり方は、IR事業そのものと言っていいほどの重要な要素でございますので、この一体性の原則に照らしまして、IR事業者と施設所有者との事業協定におきまして、このIR事業者施設の企画立案などについてはIR事業者が判断することを定めるといった条件も必要かと考えてございます。

8ページでございます。この2番目のバリエーションといたしまして、IR事業者の中で、経営と運営が分離されるケースでございます。ホテル事業部門、MICE事業部門、魅力発信事業部門を、業務委託、運営委託契約などで、甲社、乙社、丙社という別人格に運営を委託するケースもあり得ると思っております。この場合は、委託契約をカジノ管理委員会がきちんとチェックをし、背面調査を甲社などにも行い、認可にかからしめることで、こういう事業形態は成り立ち得るのではないかと考えているところでございます。今後の議論の方向性の1つ目でございますが、特にカジノ事業部門について、カジノ事業免許を受けたIR事業者は、カジノ事業の運営に関して高度な規範・責任を自ら果たさなければいけない主体でございますことから、カジノ事業部門については第三者への委託を認めるべきではない。それ以外の非カジノ事業部門につきましては、先ほど御説明したような形で委託契約を認可制とする。こういう事業形態は考え得るかかと考えているところでございます。

9ページと10ページでございますが、株主規制でございます。先ほど来お話もありませんように、10ページを見ていただきますと、御紹介のあったとおり、シンガポール、ネバダなどでも、議決権の5%超保有者あるいは以上保有者などにつきましては、認可制、届出制、あるいは免許などの仕組みがとられているところでございます。日本におきましても、銀行法、独禁法などにおきまして、5%超保有者については、届出、認可などの仕組みがとられているところでございまして、こういうことも踏まえまして、5%以上の議決権などを保有する株主などにつきましては、このカジノ管理委員会の認可の対

象とすること、それから、9ページが一番下でございますけれども、保有割合が5%未満の株主などについても、IR事業者から報告を徴求し、必要に応じてその廉潔性を調査し、不適格者への対応ができることとしてはどうかということをお示ししてございます。

最後、11ページでございますけれども、今、見ていただきましたようなスロットマシン、チップ、トランプなどのカジノ関連機器などの製造業者などにつきましても、許可制の下で廉潔性を確保するとともに、事業活動に対して十分な規制を行い、その許可制につきましても更新制としてはどうかということをご提示申し上げております。また、その機器などの品質、性能につきましては、次回以降になると思いますが、必要な規制を御検討いただければと考えている次第でございます。

以上でございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移ります。御質問、御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 4点、質問と意見がございます。

1点目は、4ページに書かれている原則3に関連するところですが、事業者や役員についても背面調査の対象ということが書かれておるのですが、6ページの図などを見ますと、カジノ事業免許というのがあります。役員ライセンス、要は、役員の免許とか、従業員については次回以降だと思いますけれども、従業員についての免許がネバダ州とかシンガポールにあるのですが、それは我が国で導入しないように見えるのです。そうした場合、背面調査については確かに世界最高水準でやるとしても、ライセンスとして設けられていないということが、諸外国のレギュレーター、特にネバダ州のレギュレーターでは、ネバダレベルの背面調査に達していないときには、そのオペレーターの関連会社、親会社等がライセンスを失うこともあり得るという規定をしている中で、その説明をちゃんとしていかないと、諸外国から見ると、従業員、役員についてはライセンスがないのではないかということで、日本のほうがレベルが落ちるのではないかと見られるおそれもあるのではないかと懸念しております。

確かに、我が国の法制の中では、例えば、銀行法などでも、銀行免許はありますけれども、銀行の役員の免許はないので、我が国の法制上はなかなかなじみにくいところで、この形は理解できるのですけれども、そのところをうまく説明、ないしは法律の中でわかりやすく手当てをしてほしいと思いました。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 従業者のライセンスのあり方についての御意見かと理解しておりますけれども、御指摘のとおり、次回以降のカジノ事業

規制の中でこういう従業者の取り扱いについても御検討いただきたいと思っておりますので、今、御指摘を受けた点も踏まえて、さらに事務局でももう少し検討は進めさせていただきますきたいと思います。重要な御意見だと思えます。

○渡邊委員 2点目、原則4に関して、株主に関する規制ですけれども、株主の5%ルール自体については私は全く賛成でございますが、今回の資料に出ていないのでお聞きしたいのが、株主構成については何らかの規制をする御予定はあるのか、あるいは地方公共団体でそういった株主構成についての規制をすることはあり得るものなのかということをお聞きできればと思います。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 カジノ事業、そして、IR事業全体の廉潔性確保がこの免許制の最大の根幹でございますので、この株主がいかなる構成であれ、反社会的勢力などの廉潔性の原則に抵触するような利害関係人がその中にいないことが一番大事かと思っております。特に構成だけに注目してこの免許の審査などが行われることは現時点では考えてございません。

○渡邊委員 最後は、2点まとめて言います。

原則6に関して、カジノ管理委員会の体制、権限について、まず、調査権限について、これがちゃんとしていないと、なかなか情報がとれない。要は、特に行政庁などから情報がとりにくいのではないかと思います。恐らく申請者から包括的な同意をもらうと思うのですが、我が国の行政の個人情報保護法では、同意があったとしても提供できるという形にしかなっていないというところがございまして、刑事訴訟法上の捜査事項照会のような権限をカジノ管理委員会に認めるべきではないかという点が1点。

もう一つは、カジノ管理委員会の体制といいますか、先ほど坂本様などからもお話がありましたけれども、十分な体制がなければいけないと理解しております。我が国において体制を整備する中でも、最近新たにカジノができたシンガポールとか米国のマサチューセッツ州などでは、外部のゲーミングコンサルタントに背面調査等を委託しているのが現実でございますけれども、我が国においては、継続的な組織という面では、最初からそういった背面調査を自前でできるようにしていただきたい。そういう意味では、例えば、ネバダのゲーミングコントロールボードなどに出向させて勉強させてもらうとか、十分体制整備をした上で、そういったこともやってほしいと考えております。

以上でございます。

○山内議長 特にお答えはよろしいですか。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 貴重な御意見として承ります。

○山内議長 ありがとうございます。

美原委員、どうぞ。

○美原委員 3点ほど御質問したいと思います。

資料1ですが、9ページ目、これは質問ではありません。ちょっと書きぶりを修正されたほうがいいのではないかと思います。広告規制ですが、これは正式には対顧客マーケティング規制というべきもので、2つの種類があります。間接的な第三者を介してマーケティングをするという行為、いわゆるマーケティングエージェントを規制することが一つの規制の分類です。もう一つは直接的な顧客に対するマーケティング規制で、いわゆるマイレージと同じで顧客の忠誠心に応じて何等かのベネフィットを供与するということに対する規制です。これは日本の景品表示法と同じように、顧客をどのように保護するかという観点からの規制でもあります。2つの分類にわかれることを明確にしながら詳細を深めていただくのがいいのではないかと思います。

資料3ですが、4ページ目、おおむねこの原則は結構で、違和感はありません。ただ、表現として、免許、認可、許可、新たな免許と4つの言葉が使われていますが、当然何らかの意図がおありになってこうした使い方をしているのでしょうか。免許と認可を行政法的にどのようにお考えになっているか、そのお考えをお聞きしたいということが1点。基本的には、免許や認可などの取得要件を付し、関係主体を対象とし、包括的な背面調査をするという原則そのものは適切な考え方だと思います。ただし、先ほどの事業者からのプレゼンテーションにもあったように、基本的にこの対象者の範囲の設定はリスク・ベースド・アプローチでいくべきでしょう。例えば、事業者に対する背面調査も、full investigationとpartial investigationという風にリスクに応じてレベルを分けることが先進国の慣例でもあります。事業者の立場や株主、経営者、職員等という職位次第ではリスクの在り方が微妙に違ってくるわけです。それを合理的に分類し、背面調査のレベルに反映したほうが、より合理的なシステムになるかと思しますので、その辺のところは今後の検討で留意された方が良くないかと思えます。

6ページ目。基本的にはこういう考え方でよろしいのではないかと思います。ただ、1点、違和感があるのは、7ページ目です。これは、資産の形成・所有と運営を分けるという考え方です。資産を所有するということは、資金を調達し、お金を持っているなければ資産形成はできませんね。この左の「土地/施設所有者」がお金を集めてきて、施設を整備する役割を担っている。右側は運営者でこれが、IR事業者ですが、お金を生み出す主体はIR事業者です。土地/施設所有者が巨額の減価償却を担うわけですから、巨額のキャッシュが右から左に移転することになります。支払いの名目は土地/施設関連賃料ということでしょうから、当然消費税もかかります。これを分けることに経済合理性があるのでしょうか。土地/施設所有者の機能はIR事業者に限りなく近く、かつIR事

業者は全くの資金拠出の責任を負うことなく、事業に参画できるわけです。土地/施設の所有と運営を分けるということは、一体性を崩すことを意味し、利害関係者間の関係は複雑化します。運営者に伴うライセンス取得に関する義務を忌避したいということがもしその背景にあるとすれば、健全な考え方であるとも思えません。IR事業者と同等のライセンス要件を課すということになれば、誰もかかるスキームを実践しないかもしれません。本当にこれができるのでしょうか。例えば、土地/施設所有者が銀行から金を借りる場合、資金を生み出すのは土地/施設所有者ではないため、当然お金を生み出す人、すなわちIR事業者の責任を徴求し、当該契約を担保化するはずで、IR事業者からすれば、それなら自分がお金を借りて資産を所有しても全く同じでそのほうがより経済合理性に則るわけですね。このように何か考え方がおかしいのではないかと思いますから、具体的なステークホルダーとか市場参加者の意見をよく聞いていただいて、かかる考えが本当に合理的か否か、実現できる構想といえるのかということをチェックされたほうがよろしいのではないかと思います。

その他の点については、合理的な説明だと思えますし、問題はないと思えます。ただ、このような具体のスキームの可能性をどのように選択肢として認知するのかというのは、今後、制度の対象範囲をどのように設定するかということにも関係すると共に、国がかかる実務分野の詳細に亘り、規制するのめいかなものかと思えますので、免許や許可の範囲の問題と絡め、より慎重な検討を行うことが必要ではないかと思えます。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長　まず、第1点目の免許、許可、認可等の区分でございますけれども、お答えとしましては、現時点でまだ確たるものとして決めているわけではございません。このカジノ事業免許につきましては、免許という言葉を使わなければいけないだろうと思っています。これは、特別に認められている事業が、権利として行われるのではなく、義務を伴う特別な事業として行う事業を設立するという意味で、公法学上の特許に相当するものとしての免許という言葉になろうかと思っています。

ただし、そのほかのものにつきましては、今後、この法案を作りまして、これまでの従来の日本の法制の中での整合性とか、そういうものを内閣法制局にも審査をしてもらわないといけないこともございます。ですので、通常は許可、認可というのは、免許に比べるとだんだん義務の度合いあるいは公的な介入の度合いが減じていくものであると今は考えてはございますが、今後、さらにこの原則に基づいて細かい制度設計を詰める中で、また、内閣法制局とも協議をする中で、最終的にどういう言葉遣いになるのかということは決まっていくことかと考えてございます。またそのときには御報告しないといけないと思っています。

新たな免許と認可ということもございましたが、特にこの7ページにつきましては、

特に「土地／施設所有者」につきましては、右側の青い部分のカジノ事業そのものを経営、運営するカジノ事業免許とは異なるカテゴリーの何らかの免許などのスクリーニングの仕組みが、この赤い色で区分けされている「土地／施設所有者」にはかからないといけないのではないかという意味でございます。

また、2点目の御指摘でございます。こういう土地、施設といった経営資産を別人格が所有するという形で事業が行われるという形態は、例えば、大きな再開発事業などで、我が国においてもあるいは世界的にも一般的に見られる形態かと思ひまして、そういう前提でこういうスキームはあるのかということで御提示申し上げた次第でございます。無論御指摘のように、まだ具体的にこのマーケットないしはファイナンスをする側の意見は聴取しているところではございませんので、必要に応じてそういう詰めもしていきたいと考えてございます。

○美原委員 ライセンスのレベル感については、いかがでしょうか。いわゆる背面調査のレベルのことでfull investigationとかpartial investigationとかいう選択肢のことです。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 最初の点に戻りますけれども、無論、免許が一番そういう度合いの高い、公的な介入が求められる行政行為だと考えてございますので、当然、その対象者の範囲、あるいは背面調査、審査の深度、そういうものにおいても、最もレベルの高いものが求められることになろうかと思ひます。

また、先ほど事業者からも御説明がありましたように、諸外国におきましてもケースに応じてある程度柔軟なことは考えているようでございますが、今回の資料の原則6に書きましたように、日本のカジノ管理委員会の当局におきましては、必要がある場合には、免許であれ、認可であれ、許可であれ、どのようなものであろうと、この廉潔性の確保の観点から、必要のある場合にはどこまででも徹底的な背面調査ができるといった権限が、カジノ管理委員会に設定されることは必要かと思っております。

○美原委員 わかりました。

○山内議長 よろしいですか。
どうぞ、丸田委員。

○丸田委員 細かいところも含めて、5点ほど御質問と意見を述べさせていただきます。

1点目は、まず、資料3の4ページでございますが、これは確認でございます。「カジノ事業免許による健全な事業運営の確保」、原則1のボツの2つ目で、財務について厳格な規制を課すと書かれておりますが、この点についていわゆる健全な事業運営の確

保という意味から、財務の健全性をここで免許の要件としてお考えなのかといったところを確認したいと思ったのが1点目です。

2点目は、次の5ページ目でございますが、原則5で、IR事業者が行う取引について、認可が必要と書かれております。これらの取引の規制について、ここには廉潔性の観点のみが書かれておるのですが、例えば、今回内部補助という意味でも、例えば、取引価格が妥当でなくて利益が流出してしまうとか、妥当性という観点も含めた規制がされるのかどうかという御質問でございます。

3点目が、7ページ目で、美原先生からも御議論が出たところでございますが、実際、確かに中川次長からもお話がございましたように、土地や施設を、例えば、諸外国でもREITという形で切り出して、ファイナンスの観点から、運営リスクと不動産に関するリスクを分けて運営していくことは、ファイナンスを非常にやりやすくする仕組みとして、一般的だと思っております。一方で、この事業協定というところをどのように捉えるかということだと思っておりますが、土地や施設の所有者というのは、かなり経営にも影響があるのは事実でございます。例えば、賃料が売上連動などのパフォーマンスに応じた賃料等になる場合ですと、実態としてカジノ事業にかなり近い形になってくる。もしくは、IR事業者と土地・施設の所有者の両者の株主に同一の者になると想定される場合には、実質的なところを含めて検討をされるということなのかを確認したいと思っております。

4点目が、次の8ページ目でございますが、こちらはあくまで例ということで、柔軟性を確認したいと思っておりますけれども、当然、カジノ事業部門について委託等を認めるべきではないというのは理解しております。一方で、ここに書いてあるホテルとかMICE、魅力発信事業部門について、資料では委託を認めるということになっておりますが、場合によっては、こちらの事業について、例えば、委託ではなくて、賃貸の形式でテナントに運営を任せるとか、ジョイントベンチャー的な運営をする、もしくは、この中のリソース部門、例えば人員を確保する部門を何か別会社で持つとか、そういったある程度事業の柔軟性が非カジノ部門について認められる余地があるのかという御質問でございます。

最後に1点、これも御質問に近いのですが、この7ページ目、8ページ目の事業形態の中で、今、議論されていないものとしまして、現在の絵では、IR事業者が一体かのような絵になっておるのですが、いわゆる持株会社的な経営が認められるのかどうか。実際、銀行も一定の許可の下に保険や証券などの子会社を有する銀行持株会社は認められておりますので、そういう意味では、もちろん一体性を担保しながら、例えば、持株会社の下でのカジノ事業部門会社とか、こういった事業部門を子会社化するような形での経営が認められるかといったところについても、議論が必要ではないかと考えております。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、4ページ目のこの財務について規制でございますけれども、ここはもちろん免許を審査するに当たっては、申請している事業者そのものが財務をきちんと健全に持っているのかどうかということもございます。また、この運営を進める中で、この財務、会計、税務も含まれますけれども、それらをきちんと適切に判断していく体制、内部統制の仕組みを含めて、そういうものが確立しているのかどうかといったことも見ないといけないとは考えてございます。具体的には次回以降になると思いますが、カジノ事業そのものの規制の中でも触れないといけないテーマだと思っております。

5ページ目の取引の認可についての審査でございますけれども、主にここの認可をかける趣旨は、反社会的勢力などの排除といった廉潔性の確保の観点の主だとは思ってございますけれども、確かに御指摘のような利益の移転といったことも、IR事業としての公益性の確保の観点からは非常に重要な観点だと思いますので、そういう取引価格の妥当性などについても、財務面もきちんと見られるような体制をむしろカジノ管理委員会に作る必要があるという御指摘かと理解させていただきたいと思っております。

7ページの「土地／施設所有者【免許等】」と書いてある部分でございますけれども、確かに下の点線囲みの中で、ネバダ州の規制の例ということで、ネバダ州の場合は、例えば、土地を保有する者につきましては、その賃料がカジノの業績連動になっている場合には、このライセンス、日本語に直すと免許だと思いますけれども、免許の取得が義務づけられております。また、逆に、定額の報酬を受けるという形での土地所有者には、ライセンスの義務までは生じていないという制度もございますので、御指摘も踏まえまして、今後、さらに細かい制度設計は検討させていただきたいと思っております。

8ページ目のところについての賃貸ないしはジョイントベンチャーとしての可能性ということだと思いますけれども、今回提示いたしましたのは、IR事業の根幹をなす事業部門について、この経営権はIR事業者が留保しつつも、この運営、執行、オペレーションの部分は外部に業務委託という形で出せるかという、大きな部分の議論として提示させていただいたつもりでございます。例えば、レストランなどの賃貸という場合は、むしろそういうテナントを調達する取引契約の認可といいますか、チェックというか、そういう形もあり得るかと思っております。ジョイントベンチャーとしての部分は、まだ詰めてございませんので、考えさせていただきたいと思っております。

最後の御指摘の持株会社を組み込んだようなスキームが考えられるかということにつきましては、多少検討はしているところなのですが、まだ考えをきちんとまとめるには至っていないところで、今日のところは、この7ページ、8ページの資料ということになってございます。御指摘もいただきましたので、検討をさらに深めさせていただいて、次回以降の推進会議の場に御報告できるように、きちんと準備をさせていただきたいと考えます。

○丸田委員 ありがとうございます。

○山内議長 順番に、武内委員。

○武内委員 事業に参画していく企業体として考えるときに、持株会社など、色々な形があるということの話もございました。免許のために背面調査を受けるにも、先ほどのお話では何億もかかることもあるということでしたので、今の関わり方の段階、受託するとか、SPCのメンバーになるとか、先ほどの持株会社の下につく子会社になるとか、色々な形の参画の仕方によって、背面調査も含めたそれぞれの在り方で、事業者も大体のコストを計算すると思うのです。もちろん何か不審な点があってどんどん深掘りされていくというのは別ですが、どういった関わり方だと大体どれぐらいのことが課せられて、それに対して事業者が負荷されるものの計算ができるように。根本は事業体全体の中でいかにビジネスをするかということのほうが大きいお話だとは思いますが、規制として負荷されるコストなり業務のボリュームなりがどれぐらいかということが、それぞれの立場によって違っているのであれば、それが何らか分るようになっていけばありがたいと思います。

○山内議長 櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 講学上の特許とか、最近の行政法の教科書ではあまり触れられないことも多い単語が出てきておまして、うれしいような何だろうなというような感じで、古い文献を改めて見ないといけないような気もしますが、規制のあり方を根本的にどうやって考えるのかという観点から少し申し上げたいと思います。

資料1の15ページに規制制度の全体像の表がございまして、これはよくまとまっていると思うのですが、免許制度をとるというお話で、今日は参入規制のところを中心なのですが、結局、この図表で言うと、免許制度等による参入規制がかかってくることと、真ん中のピンクのところのカジノ事業活動の規制をどのようにセットするかというのは基本的に連動しており、しかもそれをどのように行政側当局が規制するのかというのは、このカジノ管理委員会の監督権限とか、調査権限とか、この3つがコアにあたります。この3つのコア部分をどのように固めて、あとは周辺のところをどのように波及させていくのかという整理でいって、全体の法規制のあり方がまさしく通常の規制からするとかなり厳しいものになるのが恐らく着地点ということになるだろうと思いますので、そういう意味では、免許という言葉が先行しても余り意味がないと思っております。

そういう前提で、規制のあり方ということで今日の資料3について少し申し上げてい

きたいのですけれども、カジノ事業者についてどういう規制を置くのかということですが、4ページ目、カジノ事業免許の話で、柱が「廉潔性の確保」と「厳格な規制」ということで、これは2つないといけなくて、廉潔性は反社の排除とか、人格が高潔とか、そういうのも入れるのかもしれませんが、これは規制のあり方としては、実行するのは非常に難しいけれども、概念としてはある意味で比較的わかりやすいものです。

他方で、廉潔性が確保されていたとしても規制が緩いとやはり問題が起きるということは当然あるということになりますと、廉潔性の話と厳格な規制というのは多重防護的に機能しないといけないだろうと思います。この点、全体の議論について、少し廉潔性の話が先行している感じがあるので、先ほど御意見もあったのですけれども、全体的に、規制のあり方としてどういうことを考えるのかということに重点をもう少し置かないといけないのではないかと考えております。

幾つか気づいた点を申し上げれば、例えば、カジノの事業免許について、免許にするのはいいのですが、免許にして何が一番きついかというと、先ほど生命線というお話がありました。免許の更新がされないというのが一番クリティカルな状況になりますね。きつい規制をやるのだったら、更新制にする以上は、免許が更新されないことを現実的に想定しておかないと規制として意味がないわけですね。

そうすると、更新しないということの制度設計もしておかないといけなくて、その場合に非常に難しいと思っているのは、1つは、カジノ免許が更新されないときに、IR事業と連動するのかわからないのかということ。これは我が国特有の制度設計と関連している問題であると思います。

それから、更新しないときの事業継続についても考えないといけませんので、次の事業者を想定しないといけないことになります。そのところもあわせてやっておかないと、制度設計の本気度が疑われるということになるので、そこはよくよく考えて作っておく必要があるだろうと思います。

もう一つは、厳格な規制とかかわるのは、近年、ここ10年ぐらいの色々な分野で事業者に対する規制制度に関わる法現象を見ておきますと、性善説、性悪説という言い方があるのですけれども、そういう話ではなくて、事業者が合理的に行動すると、規制されていないことは事業者は行います。別に自由なわけだから当然のこととしてそういう行動にでるのでして、法制度の作り方が甘いと、そこに落ちてくる。それはきちんと適法に行動した結果にすぎない。そういう意味では、最初の制度設計の段階で、まず、優等生的に考えられ得る場合については全部規制しておくという形で法律は作らなければいけないのですが、しかしながら、それをさらに抜かれる場合があることを大前提にして、免許制を入れるという場合には事業規制が入るのですけれども、事業規制と並行して一般的な行為規制も入れておかないと、そういうバッファといいますか、デフォルトのときのルールをあわせて入れておくことは、もう一つ、これは覚悟を決めてやったほうがいいというか、経験上はそういう事態が起きることを想定して考える必要があるだ

ろうと思います。

それから、先ほどのカジノの事業活動の規制のところにかかわるのですが、これはカジノの規制とIR事業の規制とを別々に書いているのですが、収益がどのように流れるのかというのが肝心の問題なので、(2)と(3)をつなぐ項目をもう一個作って、この流れをどのように規制するのか、どのように財務体制を見るのかということを含めてということなのですけれども、その項目を入れておかないとばらばら感があって、そこが少し足りないのではないかと考えております。

本日の時点ではとりあえずそんなところ です。

○山内議長 大変勉強になりました。ありがとうございます。

御意見はいいですか。

どうぞ。

○熊谷委員 ありがとうございます。

細かい論点はほぼ出尽くしているのではないかと思いますので、全体の印象として申し上げますと、カジノに対する規制ということで、今日は参入規制の議論ですけれども、私は、今回示されている議論の大きな方向性としては本当にほとんど違和感がありません。背景としては、根本でいえばカジノ事業というのは特権的な性格なのであって、特に参入の部分で言えば、そこはかなり高度な規範とか責任が必要だという部分は、余り異論を挟む余地はないと思います。

ただ、次回以降、施設・機器への規制とか事業活動への規制等に移っていけば、例えば、シンガポールについては、当面10年間は2つしかカジノを作らないわけですから、ある程度寡占的な要素がある。他方で、ネバダなどについては、自由参入であって、ある意味で自由競争だということで、恐らくその要素を考慮に入れながら、規制の落としどころを考えることが必要だと思います。少なくとも今日の主題である参入規制のところについては、大枠で言えばそれほど違和感のある議論はなくて、この方向性でいいのではないかとというのが基本的な認識です。

1点だけ、先ほど丸田委員から御指摘があったホールディング会社を認めるかどうかというのは非常に重要な問題だと思っています。そのあたりは経済主体に対するヒアリングなどを踏まえて、制度から入るのではなくて経済活動の実態なども踏まえた上で、かなりしっかりと検討する必要があるのではないかと考えております。

○山内議長 ありがとうございます。

篠原委員。

○篠原委員 特にございませぬ。

○山内議長 よろしいですか。

今までの御意見もありましたが、事務局からは何か。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 簡潔に、特に先ほど櫻井委員から御指摘を受けました諸点、厳格な規制と参入規制とのバランスのとり方、IR事業としての継続性の確保の話と免許制のあり方、制度を作ること自体が色々なループホールを生むことになることに対する考え方、いずれも非常に重く、かつ重要な論点を御指摘いただいたものと思っております。

我々といたしましても、この参入規制は確かにカジノ事業規制の中身とのバランスで考えなければいけないことは認識しているところですが、時間の関係上、両者を一体として御提示することができなかったことをお許しいただきたいと思えますし、また、御指摘いただいた点も含めて、次回以降の準備を進めさせていただきたいと思っております。

○山内議長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますか。

今ありましたように、これから事業活動規制等もやっていく中で全部絡み合っているということで、今日の御意見の中にもそういったところが必要だということがありましたので、そこら辺を整理していただいて、わかりやすい形で御提示いただければと思っております。

それでは、予定の時刻も近づきましたので、本日の議論はここまでとしたいと思います。

本日の会議の内容につきましては、会議終了後、私から記者に対してブリーフィングを行いたいと思えます。

次回の日程など、事務局から連絡事項がございましたら、よろしく願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 次回の日程につきましては、議長とも相談の上、委員の皆様と調整をさせていただきます。

○山内議長 ありがとうございます。

それでは、以上で第3回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を終了とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

以上